

# 庁議 案件申込書

申込日 平成21年 10月 16日

案件名	町田市との広域証明発行サービスについて										
所管	市民	局	市民活力推進	部	戸籍住民	課	担当者		内線		
概要	平日の日中に在住市で証明書が取得できない市民のために、相模原市、町田市の窓口で相互の証明書の取得が可能となるサービスを実施する 根拠法令：地方自治法252条の14 ○広域証明発行サービスの概要 1 相模原市民が町田市の行政窓口で、証明書交付を申請し、交付を受ける 2 町田市民が相模原市の行政窓口で、証明書交付を申請し、交付を受ける										
審議内容(論点)	○広域証明発行サービスの概要 ○相模原市と町田市との証明書等の事務の委託に関する規約(案)について										
審議希望日	関係課長会議	平成21年	7月	28日	政策調整会議		年	月	日		
	局経営会議	平成21年	10月	20日	政策会議		年	月	日		
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期	平成21年12月 定例会							
	パブリックコメント	実施なし	時期				議会への情報提供	資料提供	平成21年8月		
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等		調整項目			調整状況				
		企画政策課		首長懇への議案提出について			関係課長会議、事務事案調整会議で決裁処理がよいのではない				
		総務課		議会の議決について			議会の議決を要するので、部会又は資料提供を				
		総務課情報公開室		個人情報保護審査会について			本人意思の申請のため審議会の必要はない				
		情報システム課		既存ネットワークへの影響について			既存ネットワークには組み込まないので支障はない				
	会計課		手数料の扱いについて			歳入歳出外現金として扱うことの可否					
	打合せ・会議の経過										
	月日		会議名等			内容					
	H21.1.24		打ち合わせ会議(対町田市)			課題、セキュリティについて					
	H21.5.26		打ち合わせ会議(対町田市)			取扱窓口、戸籍住民課証明書の複葉の扱いについて					
H21.6.16		打ち合わせ会議(対町田市)			証明書の種類、請求者の資格、手数料について						
H21.7.17		関係課庁内打ち合わせ			事業の概要について						
H21.7.28		関係課長会議			事業の概要について						
H21.9.30		打ち合わせ会議(対町田市)			手数料免除の扱いについて、規約(案)について						
備考											

## 会議開催日程等 (局経営会議、関係課長会議用)

区分	局経営会議										
開催日時	平成21年	10月	20日	午後	1時	～					
会場	第1特別会議室										
出席課・機関等	<input type="checkbox"/>	山口副市長	<input type="checkbox"/>	市民局長	<input type="checkbox"/>	市民活力推進部長	<input type="checkbox"/>	防災安全部長			
	<input type="checkbox"/>	市民活力推進部参事	<input type="checkbox"/>	市民総務室長	<input type="checkbox"/>	市民協働推進課長	<input type="checkbox"/>	交通・地域安全課長			
	<input type="checkbox"/>	戸籍住民課長	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>				

裏面に事案の具体的内容を記載してください。

<p style="text-align: center;"><b>事案の 具体的な内容</b></p>	
<p>(1) 事案概要</p>	<p>◎町田市との広域証明発行サービス事業(案)</p> <p>1 趣 旨 平日の日中に在住市で証明書を取得できない市民のために、相模原市、町田市の窓口で、相互の証明書の取得が可能となるサービスを実施する。</p> <p>2 主な事業内容等 (1) 取扱予定業務 証明書の発行 ・ 戸籍全部事項証明、一部事項証明(戸籍謄本・抄本) ・ 住民票の写し ・ 印鑑登録証明書 (2) 相互利用予定窓口 ・ 相模原市側 3箇所の区役所の区民課 ・ 町田市側 市民課、市民課駅前連絡所、堺市民センター</p>
<p>(2) 事業スケジュール</p>	<p>(3) 事業開始予定時期 ・ 平成22年4月1日から</p> <p>(4) 効 果 ・ 相模原市民が町田市の(2)の窓口で、(1)の証明書の交付が受けられる。 ・ 相模原市民で本籍が町田市にある人は、市内の3区民課で戸籍全部事項証明、一部事項証明(戸籍謄本・抄本)の交付が受けられる。</p> <p>(5) 想定利用件数 ・ 各市 500件</p>
<p>(3) 事業経費等</p>	<p>◎事業実施の根拠 地方自治法252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、(略) 管理し及び執行させることができる。 3 (準用規定 第252条の2第3項の規定を準用する。) 地方自治法252条の2 3 (略) 関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。(略)</p>